

## 冷房用発電機等賃貸借契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、新潟県立燕中等教育学校校舎敷地内に設置する冷房用発電機等の賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

### （目的）

第1条 この契約は、乙が所有する冷房用発電機（以下「発電機」という。）を甲の使用に供し、発電機の保守を行うとともに、発電機が故障した場合は、速やかに正常な状態に回復させる等、発電機を常時正常な状態で稼働させることを目的とする。

### （契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、令和8年6月12日から令和8年10月5日までとする。

### （契約対象物件）

第3条 この契約の対象となる発電機等は、次のとおりとする。

発電機 50 k VA、80 k VA 各1台及びガードフェンス 14枚

### （設置場所）

第4条 発電機等の設置場所は、次のとおりとする。

燕中等教育学校校舎敷地 情報教室南側

### （賃貸借料等）

第5条 発電機等の賃貸借料は、金 \_\_\_\_\_ 円（うち消費税 \_\_\_\_\_ 円）とする。

なお、賃貸借料には、別紙仕様書に記載の付帯事項にかかる費用を含むものとする。

### （賃貸借料の請求及び支払い）

第6条 乙は、契約期間満了後、賃貸借料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料等を支払わなければならない。

### （発電機の保守）

第7条 乙は、発電機を甲が常時正常な状態で使用できるように点検、調整等を乙の負担において行うものとする。

2 発電機が故障する等の不具合が発生した場合には、甲の要請により乙は、修理に対応できる体制を整えて、速やかに正常な状態に回復させなければならない。なお、修理に要する費用は、乙が負担するものとする。

3 乙は、発電機の故障により正常に使用できない場合は、代替物の提供等により、速やかに学校が冷房設備を利用可能な状態を確保すること。

(保険)

第8条 乙は、発電機には乙の費用で動産保険を付すこと。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、\_\_\_\_\_円とし、本機械等を返却するまで甲が預かるものとする。

(委託の制限)

第10条 乙は、業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。

(損害の負担)

第11条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

第13条 甲は、前条第1項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）

第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項の規定により確定したとき、又は独占禁止法第65条から第67条の規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定による原処分を取り消す場合の審決及び独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第 5 項の規定により確定したとき。
  - (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
  - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認められたとき。
- 2 甲は、前条第 1 項又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
  - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の定めにより契約が解除され、又は打ち切られたときは、乙は契約金額の100分の10の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

第14条 甲は、第11条第1項又は前条第1項若しくは第2項に定める場合のほか、乙が契約を履行しない間は、必要がある場合には契約を解除し、又は打ち切ることができる。

2 甲は、前項の定めにより契約を解除し、又は打ち切った場合に乙に損害を与えたときは、その損害額を負担する。この場合、甲の負担する損害額は甲乙協議して定める

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(疑義等の決定)

第16条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 新潟県燕市灰方815番地  
新潟県  
新潟県立燕中等教育学校  
校長 原 口 央

乙